

会 議 録

1 会 議 名	令和5年度 第1回 太子町都市計画審議会
2 開 催 日 時	令和6年2月20日(水) 午後2時から午後3時30分まで
3 開 催 場 所	太子町役場 議会棟2階 常任委員会室1・2
4 出席者、欠席者(敬称略)	(出席委員) 齊藤和夫、廣田誠、池田大介、村本三千雄(代)、藤本成人、 宮島康彦(代)、赤松光男、大西正美、是川賢一、玉田正典 ※(代): 代理人が出席 (欠席委員) なし (太 子 町) 町長 沖汐 守彦 経済建設部長 松谷 真利 (事 務 局) まちづくり課 富岡泰造、室井良友、土井めぐみ 生活環境課 池田 誠 揖龍保健衛生施設事務組合 貞清孝之、出田好樹、嶋津裕
5 傍聴者	なし
6 議 事	議案第1号 都市計画決定の変更(ごみ処理施設)について 報告第1号 都市計画道路揖保線沿線の土地利用について 報告第2号 用途地域の変更について

7 議事の内容 以下のとおり	
1 開会	
2 町長挨拶	(町長 挨拶) 【事務局】 沖汐町長は公務ご多忙のため、これをもって退席させていただきます。 (沖汐町長 退席)
3 委員紹介	(事務局から紹介)
4 会長の選出	(是川賢一委員に決定)
5 会長あいさつ	(是川会長 挨拶) 【事務局】 本日委員数 10 名のうち出席委員 10 名全員出席されていますので今回の審議会は成立しておりますことをお伝えします。
6 職務代理者の指名	(赤松光男委員に決定)
7 議事録署名委員の指名	(齊藤和夫委員、廣田誠委員に指名)
8 議事	【是川会長】 本日の議事は、「都市計画決定の変更（ごみ処理施設）」について説明を受け、「都市計画道路揖保線沿線の土地利用」及び「用途地域の変更」について、報告を受けるというものです。 最初に「都市計画決定の変更（ごみ処理施設）」について説明を受け、その後ご意見・ご質問を受けたいと思います。
議案第 1 号	【是川会長】 議案第 1 号「都市計画決定の変更（ごみ処理施設）」について説明を求めます。

【事務局】

それでは、議案第 1 号「都市計画決定の変更（ごみ処理施設）」につきまして、都市計画決定の変更に係る法定図書（計画書、理由書、変更前後対照表、総括図、計画図）について説明します。

（計画書、理由書、変更前後対照表、総括図、計画図の説明）

【揖龍保健衛生施設事務組合】

揖龍地域新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業について説明します。たつの市・太子町の家庭ごみ及び事業所から排出されるごみは、現在、揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍クリーンセンターにおいて処理を行っています。既存施設は、稼働開始から 26 年が経過し、更新が必要となっていることから、本事業では、新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備するものです。ごみ焼却場は都市計画法第 11 条において都市施設に位置付けられており、都市計画運用指針において、公益性の高い施設は都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定をすることが望ましいとされています。現揖龍クリーンセンターは既に都市計画決定されており、新たなごみ処理施設の整備にあたり、区域の範囲を変更するものです。

都市計画に定める事項として、種別はごみ焼却場、名称は揖龍広域ごみ焼却施設、位置はたつの市揖西町前地字山田及び字西向山、面積は約 3.6ha になります。また、ごみ焼却施設の処理能力は 120 t/日、粗大ごみ処理施設の処理能力は 33 t/5h、処理する区域はたつの市及び太子町です。変更する区域については、既決定されている区域の東側に区域を拡張し、南側等の一部を削除するものです。都市計画決定を変更する理由については、中播都市計画区域内の 1 市 1 町（たつの市、太子町）において、既存のごみ焼却施設は、稼働から 25 年以上が経過し、老朽化が進んでいる。このことから、一般廃棄物（し尿を除く）を適正に処理するとともに、廃棄物を資源として有効活用することで循環型社会を形成し、住民の衛生の向上に資することを目的として、一般廃棄物処理施設の都市計画変更を行うものです。

上位計画に対する位置づけとして、西播磨地域都市計画区域マスタープラン、たつの市都市計画マスタープラン、太子町都市計画マスタープラン、兵庫県廃棄物処理計画、揖龍地域循環型社会形成推進地域計画において方向性が示されています。

今後のスケジュールについてですが、知事協議、案の縦覧等を行い、再度本審議会の答申を得たうえで、都市計画決定の変更告示を実施する予定となっております。また、生活環境影響調査も実施予定であり、3 月に報告書の縦覧を実施する予定となっております。

質疑

【是川会長】

議案第 1 号「都市計画決定の変更（ごみ処理施設）」について、ご意見・ご質問等がございましたら承りたいと存じます。

【玉田委員】

先ほどの説明では、現在の揖龍クリーンセンターを稼働させながら、移設するとの説明ですが、どこに移設するのですか。また、用地の確保はどうなっているのですか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

現在の揖龍クリーンセンター敷地の東側に、当該組合が所有している山林ですが、これを削って造成し、プラントを建設する計画です。つまり現行のクリーンセンターの東側に新しい揖龍クリーンセンターを建設します。

【玉田委員】

分かりました。

【是川会長】

他に、ご質問等はございませんか。

【廣田委員】

揖龍クリーンセンターが稼働してからの年月について、都市計画では 25 年以上、事業説明では 26 年となっています。標記を統一した方がわかりやすいと考えます。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

承知しました。

【廣田委員】

続いて、今回の計画では新宮町が含まれていますが、これは光都も含めた新宮町全体のことですか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

新宮町のゴミは現在、光都にある、にしはりまクリーンセンターに搬入されていますが、今後、新宮地域のゴミも揖龍クリーンセンターに搬入されることになります。

【齊藤委員】

たつの市の新宮地域が含まれるということは、今後たつの市のゴミの搬入

量等が増えることになりますが、事務局として、費用負担はどう考えていますか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

色々な経費があり、ゴミ以外にもあります。ごみ処理に限定すると費用負担は人口比率で考えています。塵芥処理については、ゴミの搬入実績割合です。そのため、新宮地域を含めた場合、たつの市の負担割合は若干増える可能性があると考えています。

【齊藤委員】

テクノにある西播磨クリーンセンターは広域のゴミ処理施設であり、現在11市町で運用しているはずですが、そこでの住み分けは何かありますか。西播磨クリーンセンターの衛生事務組合は脱退されるのですか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

新宮地域のゴミはすべて揖龍クリーンセンターに搬入されることになり、住み分け等は特にございません。現在の事務組合からは脱退します。

【是川会長】

他に、ご質問等はありませんか。

【赤松委員】

事業説明に「循環型」とありましたが、神戸市では肥料を作って農業に活用するという事例がありますが、そこまで考えておられますか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

現在のところは未定です。ただ、現在お伝えしている「循環型」とは、缶やビン等の資源のリサイクル、当センターが所有する高温の熔融炉を通じて生成されるスラグやメタルのリサイクル、といったものであります。

【是川会長】

他に、ご質問等はありませんか。

【大西委員】

当該事業については、総論は賛成だが各論では反対される方も居られると考えます。先ほどの説明で、周辺自治会に個別に説明しているとの話でしたが、その中で、特異な質問等は何かありましたか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

たつの市全体での住民説明会と周辺 7 自治会への個別説明会を実施しました。多様な意見がありましたが、特に環境面に関する質問が多くありました。

【大西委員】

25 年以上続いてきた事業であり、地元にも一定の理解はあると思います。その中で特異な意見があったのかどうかの確認でした。あと、ごみ処理の能力についてですが、処理地域が増えるにあたって、処理能力は既存施設と新施設で同じですが、その点は大丈夫でしょうか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

法定図書の表記が少しわかりにくいですが、ゴミ焼却施設は 1 日中稼働していますが、粗大ごみ処理施設は 1 日に 5 時間しか稼働しておらず、ご指摘のとおり、処理能力は既存施設と新施設で同じとなります。ただ、今後人口減少により、ゴミ処理の総量も減少することが見込まれるため、問題ないと考えています。

【大西委員】

続いて、能登で大きな地震がありましたが、新施設の耐震性は大きな地震に耐えられるようになっていきますか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

現行の新耐震基準に即したものを建設します。

【大西委員】

現行の施設が建設されてから 25 年経っており、耐震基準も大きく変わっただと思いますが、どのような点が変わりましたか。

【揖龍保健衛生施設事務組合】

耐震性については、技術的な面は専門ではないので不明ですが、震度 7 程度には耐えられる構造にあると伺っています。

【是川会長】

他に、ご質問等はございませんか。

【齊藤委員】

話が戻りますが、今回の新宮地域の追加による周辺住民の思いはいかがでしょうか。

	【揖龍保健衛生施設事務組合】 新宮地域のゴミについては、西播磨クリーンセンターができる前から、揖龍クリーンセンターからの受託という形で運用していましたので、地元の方から、新宮地域のゴミを受けることに対する反対は特にございません。 【齊藤委員】 今回の工事では山林を削られるそうですが、確か宅地造成法に変わり盛土規制法が制定されたはずです。そのあたりの手続きはどうなっていますか。 【揖龍保健衛生施設事務組合】 盛土規制法についてですが、都市計画決定が終わり、造成工事が始まるまでには適切に対応していきたいと考えています。 【事務局】 盛土規制法の区域指定は兵庫県が実施しますが、令和7年5月頃に指定予定とのことです。今現状では確認できません。また、他の災害関係については、特段の指定はありません。 【是川会長】 他にございませんでしょうか。(ほかに質問等なし) 無いようでしたら、議案第1号「都市計画決定の変更(ごみ処理施設)」についての説明を終わります。次回の都市計画審議会において諮問と答申を予定しております。なお、公務ご多用のため、揖龍保健衛生施設事務組合及び町生活福祉部生活環境課長は退席します。 (揖龍保健衛生施設事務組合及び町生活福祉部生活環境課長 退席)
報告第1号 質疑	【是川会長】 続いて、報告第1号「都市計画道路揖保線沿線の土地利用」について報告を求めます。 【事務局】 「都市計画道路揖保線沿線の土地利用」について説明 【是川会長】 ご意見・ご質問等がございましたら承りたいと存じます。 【齊藤委員】 市街化調整区域の土地利用を推進するためには、農政協議が重要となりま

すが、協議はされていますか。

【事務局】

協議については、農地法の許可権者である光都農林事務所及び本庁総合農政課と協議しております。具体的な協議は、事業が更に進捗した後にはなりますが、当該地は農用地区域外、つまり、ほ場整備等の農業施策が実施しにくい地域であり、土地の利活用を推進したいという町の方針に対して、一定のご理解をいただいております。

【齊藤委員】

企業アンケート調査の精度はどの程度ですか。

【事務局】

現在実施しているのは、あくまで企業立地の需要を調査するものであり、具体的な企業と交渉をしているわけではありません。

【齊藤委員】

農業従事者の意識として、農業をする、農地を守るという思いが強い方も多いと思いますが、農業従事者を守る方向で、何かしらの方策を検討されましたか。

【事務局】

先ほども説明しましたが、当該地域は農用地区域外のため、農業振興の施策が難しい地域です。また、町が農用地を設定した当初から農用地区域外であったため、農業を続けたいと考えらえる方は、他の地区と比べて少ないという特性もあります。

【齊藤委員】

現在の農家の大半は兼業農家になります。その中、兼業農家を続けるため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律というものができたはずですが、それらについて検討はしましたか。

【事務局】

検討は致しました。ちなみに農工法とは、兼業農家の職業斡旋のため、就職先を誘致するものです。ただ、農工法は基本的に1社の事業体を誘致するものであり、当該地域の面積を考えると適当ではないと考えています。

【是川会長】

他にございませんでしょうか。(ほかに質問等なし)

質疑	無いようでしたら、続いて、報告第2号「用途地域の変更」について報告を求めます。 【事務局】 「用途地域の変更」について説明 【是川会長】 ご意見・ご質問等がございましたら承りたいと存じます。 (質問等なし) 【是川会長】 他にございませんか。 無いようでしたらこれをもちまして、本日予定されていた案件は、終了いたしました。それでは、会の進行を事務局にお返しします。
9 閉会	【事務局】 本日は、ありがとうございました。 本日の審議会をもって、この2年間の任期における業務を終えていただくこととなります。本当にありがとうございました。 これで、令和5年度第1回太子町都市計画審議会を終了いたします。 委員の皆様には、長時間に亘りご審議を賜りありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。

上記のとおり相違ないので署名します。

署名委員

廣 田 誠

齊 藤 和 夫